

芸西村地域公共交通計画策定支援業務

業務仕様書

芸西村役場 企画振興課

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、芸西村（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）へ委託する「芸西村地域公共交通計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条（目的）

芸西村の主要な公共交通機関として、土佐くろしお鉄道(株)のごめん・なはり線（和食駅等）が本村を横切るように位置し、あわせて東部交通の路線バスや村内のコミュニティバス等が各地区を結ぶ重要な交通網として機能しており、高齢化の進展とともに生活の足としての公共交通の重要性が高くなっている一方で、不採算性の拡大による今後の財政負担の増加や交通事業者の運転手不足など、運行を継続するための課題も多く、現状の公共交通の在り方そのものについて見直す時期となっている。

前述の課題を踏まえ、本村における公共交通について、より効果的で効率的な運行体系への検討を行うとともに、本村のまちづくりの将来像も見据え、公共交通の役割を明確にする。その際、令和2年の関係法改正の趣旨や、令和7年3月に国土交通省より示された「地域公共交通計画のアップデートガイダンス Ver1.0」を踏まえ、実効性のある「芸西村地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

第3条（関係法令）

本業務の実施に際し、本仕様書によるほか次の法令又は規則・ガイドライン等に従って実施するものとする。

- (1) 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (3) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）
- (4) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス Ver1.0」（令和7年3月 国土交通省）
- (5) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き
- (6) 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- (7) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (8) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- (9) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）
- (10) 芸西村暴力団排除条例

- (11) 芸西村個人情報保護法施行条例
- (12) その他関係法令、規則等

第4条（技術者）

本業務実施にあたり「受注者」は、本業務に精通した主任技術者を以て秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の経験を有する技術者を選任し配置するものとする。なお、主任技術者は業務全般にわたり技術管理を行い、万全を期さなければならない。

第5条（秘密の保持）

「受注者」は、本業務の過程で知り得た事項を第三者に漏らしてはならず、本契約の終了もしくは解除の後においても同様とする。また個人情報に関する貸与資料については、「芸西村個人情報保護法施行条例」を遵守するものとし、データの秘密保持については、機密保持に関する社内規程を設けるなど万全の管理を行うものとする。

第6条（損害賠償）

本業務実施にあたり、「受注者」が第三者に損害を与えた場合は、直ちに「発注者」にその状況及び内容を連絡し「発注者」の指示に従うものとする。なお、損害賠償は「受注者」がその責任を負い、速やかに対処処置を行うものとする。

第7条（誤りの訂正）

「受注者」は、成果品の引き渡し後においても、当成果品について不備あるいは、誤りの指摘があった場合、速やかに無償にて訂正を行うものとする。

第8条（成果品の検査・納品）

本業務の成果品については、主任技術者立ち合いのうえ「発注者」の検査を受けた後、「発注者」の指定の場所へ納入するものとする。

第9条（疑義）

本仕様書において明示なき事項、及び疑義が生じた場合、「受注者」「発注者」協議のうえ、「発注者」の指示を受けなければならない。

第10条（作業概要）

本業務の作業概要は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 計画準備 | 1式 |
| (2) 公共交通等の現状把握・分析 | 1式 |
| (3) 地域の現状把握・分析 | 1式 |
| (4) アンケート・ヒアリング調査の実施 | 1式 |

(5) 公共交通に関する課題抽出・分析	1式
(6) 運行形態の検討	1式
(7) 地域公共交通計画の策定支援	1式
(8) 打合せ協議	1式

第2章 業務内容

第11条（計画準備）

本業務の実施にあたり、合理的かつ効率的に業務を遂行するため業務計画書及び工程表など立案し、「発注者」と協議の上定めるものとする。

第12条（公共交通等の現状把握・分析）

芸西村内の以下に示す交通機関、移動支援事業等について、発注者より貸与する資料を用いて現状（運行概要、利用要件、利用状況、収入、経費、収支等）を把握するものとする。

- ・土佐くろしお鉄道株式会社
- ・高知東部交通株式会社
- ・有限会社平和タクシー
- ・観光系バス・タクシー会社
- ・コミュニティバス運営会社（村外事業者）

第13条（地域の現状把握・分析）

総合振興計画等の上位計画のほか、まちづくりの関連計画の情報収集と整理を行うとともに国や県の動向を踏まえた地域の現状と課題を分析。地域における公共交通の役割を明確化する。また人口分布や人の移動、主要施設の立地などの地域特性の把握、整理を行う。

第14条（アンケート調査の実施）

住民を対象としてアンケート調査を実施。公共交通サービスに対するニーズ等の把握（全世帯対象を想定）を行う。調査方法の設定、調査表の作成、封筒の作成、郵送による配布回収、集計分析、調査結果報告書の作成を行う。

なお、調査実施に係る費用は受注者が負担するものとし、調査実施の方法については発注者と協議するものとする。

（参考）令和8年2月末芸西村HP統計人口数 人口:3,564人 世帯数:1,786世帯

第15条（ヒアリング調査）

公共交通の運行等に関する現状課題及び将来への展望等を把握するため、交通事業者へ

のヒアリング調査を実施する。

第12条に掲げる各公共交通機関の運行事業者（東部交通、土佐くろしお鉄道、有限会社平和タクシー、観光系バス・タクシー会社、コミュバス運営会社）に対し、現状の課題及び将来への展望、デジタル化やデータ共有の可能性等についてヒアリング調査を行う。

第16条（公共交通の課題抽出・分析）

公共交通の現状把握、アンケート調査、交通事業者ヒアリング調査結果などから、芸西村における公共交通の抱える課題や問題点を整理するものとする。

第17条（運行形態の検討）

抽出された課題の解消に向けて、想定される運行形態を数案提示し、概略検討（運行エリア、利用者予測、収支等）を行う。検討にあたっては、既存の交通モードの改善に留まらず、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の活用や、スクールバス・福祉輸送など地域の輸送資源の総動員（混乗や統合等）など、適材適所のモードミックスによる地域交通の「リ・デザイン」の観点を含めること。

第18条（地域公共交通計画案策定）

地域における公共交通の方向性やアンケート調査、ヒアリング等を踏まえ、基本的な方針を定める。

また、「アップデートガイダンス」に基づき、以下の点に留意して計画書（案）をとりまとめる。

「公共交通軸の充実・保証」「移動制約者の足の確保」「持続可能性」等の観点から、定量的な目標値（中核KPI等）を設定する。

施策の実施状況や計画の達成状況を定期的に評価・改善するための「マネジメント・モニタリング体制（PDCAサイクル）」の仕組みを計画内に明記する。

第19条（打合せ協議）

業務開始時、地域公共交通会議開催時等及び業務完了時に打合せを行う。また、必要に応じて適宜行うものとする。ウェブ会議等のオンライン会議も可とする。

第3章 成果品

第20条（成果品）

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 芸西村地域公共交通計画書 | 1式 |
| (2) 業務報告書 | 1部 |
| (3) 上記電子データ | 1式 |
| (4) その他必要資料 | 1式 |